

在留資格の変更

在留資格変更許可申請

「留学」から就労可能な在留資格へ…………… 57

必要書類の準備

申請の手続きに必要な書類をチェック…………… 58

卒業後の就活

就職活動のための在留資格変更手続…………… 59

在留資格変更許可申請

「留学」から就労可能な在留資格へ

外国人留学生のみなさんが日本において就職する場合、現在の在留資格である「留学」を、就労可能な在留資格に変更する必要があります。

■日本で就労可能な在留資格とは

①職種、業種を問わず就労可能な在留資格

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

②一定の範囲内の職種、業種、勤務内容に限り就労が可能な在留資格

「高度専門職」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」

※「高度専門職」は、学歴・職歴・年収等の項目ごとのポイントの合計が一定点数以上に達した人が対象です。

※平成 27 年に就職を目的として在留資格の変更が許可された留学生のうち「技術・人文知識・国際業務」が全体の約 9 割を占めています。

■留学生が就職する際に変更する主な在留資格

	技術・人文知識・国際業務
活動内容	日本の公私の機関との契約に基づいて行う人文科学の分野（文科系の分野であり、社会科学の分野も含まれる）、理学、工学、その他の自然科学の分野（理系の分野）に属する技術若しくは知識を必要とする業務に従事する活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
主な職種	経理、財務、総務、人事、法務、企画、商品開発、デザイン、マーケティング、広報、宣伝、通訳、翻訳、語学指導、生産技術、研究開発、エンジニア、プログラマー、建築設計、システム管理等
条件・基準	<p>① 従事しようとする業務に必要な知識に関わる科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。又は、日本の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）又は、従事しようとする業務について 10 年以上（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）の実務経験を有すること。</p> <p>情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>② 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事する業務が翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務であり、かつ、当該業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、実務経験は不要。</p> <p>③ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
在留期間	5 年、3 年、1 年、3 月



大学や専修学校で専攻した科目が、従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連しているかどうか問われる。

※大学を卒業すると、翻訳、通訳、語学指導は、大学の専攻に関係なく従事することができる。
 ※コンピュータ技術関連は、法務大臣告示で定められた情報処理技術の試験に合格又は資格を持っていれば大学や専修学校の専攻に関係なく従事することができる。

必要書類の準備

申請の手続きに必要な書類をチェック

「留学」から就労可能な在留資格への変更許可申請は、原則として本人が、自分の居住地を管轄する地方入国管理局、同支局（成田・中部・関西空港支局を除く）または出張所に出向いて行います。申請の時期は、大学新卒者が4月から就職できるよう、原則的にはその年の1月（東京入国管理局・大阪入国管理局では、前年の12月）から受け付けています。在留資格の変更等の審査には、1ヵ月から3ヵ月程度かかるので、就職が内定した段階で、在留資格変更許可申請の手続きについて、管轄の地方入国管理局等に相談するのが良いでしょう。その際に、どのような書類が必要かをチェックして、早い時期に用意しておきましょう。なお、早めに申請して問題のない場合、卒業するよりもかなり前に結果の通知がありますが、最終的な許可は卒業証明書の提出または卒業証書の提示をすることが条件です。

■「技術・人文知識・国際業務」へ変更する場合の提出書類

- (1) 在留資格変更許可申請書
- (2) パスポート及び在留カード提示
- (3) その他の提出書類

詳細は、入国管理局のホームページを見てください。

<http://www.immi-moj.go.jp/>（トップページ→「各種手続案内」の「各種申請用紙はこちら」）

自分で準備・作成するものだけでなく、就職先に準備してもらうもの、学校からもらうものなど、関係先に依頼しなければならない書類も多いので、時間的余裕を持って準備しましょう。

■審査のポイント

- (1) 本人の学歴（専攻課程、研究内容など）その他の経歴から相応の技術・知識などを有する者であるか。
- (2) 従事しようとする職務内容が本人の有する技術・知識などを活かせるようなものであるか。
- (3) 本人の処遇（報酬など）が適当であるか。
- (4) 雇用企業の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらには本人の職務を活かせるための機会が実際に提供されるものか。

■再申請

審査で不許可になった場合でも、在留期間が残っていれば、再申請することができます。ただし、不許可の理由が改善されなければ、再申請をしても許可を得ることはできません。上記の「審査のポイント」を満たしているか再度確認の上、必要な提出書類を揃えて提出しましょう。

在留資格変更の手続きを知るためのサイト

入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>
東京外国人雇用サービスセンター <http://tokyo-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>

卒業後の就活

就職活動のための在留資格変更手続

卒業までに就職が決まらなかった場合でも、「留学」から「（継続就職活動の為の）特定活動」へ在留資格の変更手続を行うことによって、大学卒業後に就職活動を1年間、継続して行うことができます。（この在留資格は6ヵ月間で、一度だけ更新が認められるため、最長1年間となります。）

■対象者

- 大学（短期大学を含む）、大学院の正規課程卒業生
- 専門学校を卒業し、専門士の称号を取得した者

■申請時に必要な書類

- (1) 在留資格変更許可申請書
 - (2) パスポート及び在留カード提示
 - (3) 在留中の一切の経費を支払える経済的能力を証する文書
 - (4) 直前まで在籍していた大学等の卒業証明書（専門学校生の場合、加えて成績証明書、専門士の称号を有することの証明書及び専門課程における修得内容の詳細を明らかにする資料）
 - (5) 直前まで在籍していた大学等からの推薦状
 - (6) 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類（就職活動記録、選考結果通知書類など）
- 「特定活動」で在留中に就職が決まれば、「技術・人文知識・国際業務」などへの在留資格の変更手続が必要になります。

■注意

- 多くの日本企業は、新卒採用を中心に人員確保の計画を立てており、次年度の採用が行われている時期（4月～9月）でもあるために、チャンスが限られている。
- 採用が決まっても、翌年の4月まで入社を待たされるケースがある。
- 通常の「新卒採用」と異なるスケジュールで活動しなければならないため、情報が集まりにくい。また時期が遅いため、志望意欲が伝わりにくい。

また、内定を得たが、次年度4月からの採用の場合、入社までの間「（内定者の為の）特定活動」の在留資格で在留を続けることができますが、就職活動とは活動内容が異なるので、在留資格変更許可申請の手続きをする必要があります。必要書類は以下のとおりです。

- (1) 在留中の一切の経費を支払える経済的能力を証する文書
- (2) 「技術・人文知識・国際業務」等就労の在留資格への在留資格変更許可申請に必要な資料
- (3) 内定した企業からの採用内定通知書等内定の事実と内定日を確認できる資料
- (4) 連絡義務等の遵守が記載された誓約書
- (5) 採用までに内定先企業で研修等を行う場合、研修等の内容を確認できる資料